

(様式2) 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	観光誘客課	整理番号	1-2
処分の種類	地域通訳案内士の登録取消し			
根拠法令条例等・条項	通訳案内士法第二十五条、第五十七条			
処分の概要	要件を欠いた地域通訳案内士に対する登録取消し			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令の規定において言い尽くされているため) <b>【参考】</b> 通訳案内士法第二十一条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第五十六条、第五十七条、第五十八条、第五十九条通訳案内士法施行規則第十七条			
基準の制定根拠	—			